



秋田県公報

目次

告示

字の区域の変更(二四・市町村課)
 大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(二五・商工業振興課)
 建築基準法による道路位置の指定(二六・山本建設事務所)
 建築基準法による道路位置の指定(二七・由利建設事務所)

公告

環境美化促進地区の指定(環境整備課)
 土地改良区の役員の退任の届出(山本総合農林事務所)
 選挙管理委員会告示
 政治団体の設立の届出(五)
 政治団体の届出事項に異動があつた旨の届出(六)
 政治団体の解散の届出(七)
 政治団体の収支に関する報告書(八)
 公職の候補者の資金管理団体の届出事項の異動の届出(九)

告示

秋田県告示第二十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百六十条第一項の規定により、雄勝郡羽後町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定による認証の日から効力を生ずるものとする。

平成十五年一月十四日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
雄勝郡羽後町睦合字下福島 三二の二、三二の三、三六、三七、三八の一から三八の三まで、三九の一、三九の二、四〇の一、四〇の二、四一から四六まで、四六の一、四七、四八、四九の二、五五から六七まで、六八の一、六八の二、六九の一、六九の二、七〇の一、七〇の二、七一から七六まで、七六の一、七七の二、九一の二、九二から九四まで、九五の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部	雄勝郡羽後町睦合字頭 九六の二、九七の二、九八、九九、一〇〇の一、一〇〇の二、一〇一の二、一〇一の三、一〇二の二、一〇二の三、一〇三の二から一〇三の三、一〇四、一〇五の二、一〇五の三、一〇六から一〇九まで、一〇九の二、一〇九の三、一〇九の四、一一一から一一八まで、一一九の二、一一九の三、一二一、一二二、一二三、一二四の二、一二六の二、一二六の三、一二七、一二八の二、一二八の三、一二八の四、一二九の二、一四三の二及びこれらの区域に介在する道路、水路等である国有地の全部
雄勝郡羽後町嶋田新田字大樋東 五一の二、五二、五三の二、六三の二、六四の二、八三の二、八五から九四まで、九四の一、九五から九七まで、九七の一、九八から一〇六まで、一〇七の二、一〇八の二、一一九から一二二まで、一二二の二、一二五の二、一二六の二、一二六の三、一二七の二、一二七の三、一二八、一二九の二、一三〇の二、一三一の二、一三二の二、一三三	

<p>三の二、一三四の二、一三八の二、一三九から一四二まで、一四三の二、一四六の二、一四七の二、一九七の二、一九九から二〇五まで、二〇六の二から二〇六の三まで、二〇七、二〇八、二〇九の二、二〇九の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部</p>	<p>雄勝郡羽後町嶋田新田字三吉前 一、一の一、二から四まで、四の一、五、五の一、六、六の一、七、七の一、八、八の一、九、九の一、一〇、一〇の一、一一の一、一二、一二の一、一三、一三の一、一四から一七まで、一七の一、一八から二一まで、二二の二から二二の七まで、二五、二五の一、二六から二八まで、二八の一、二八の二、二九、二九の一、三四、三五の一、三六、四一から四三まで、四三の一、四四、四五の一、五九の一、六一、一五六、一五七及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

秋田県告示第二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十五年一月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦
秋田市土崎港北一丁目六番一十五号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

茨島ショッピングセンター

秋田市茨島四丁目三百八十一番二外

(三) 変更する事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

マックスバリュ東北株式会社

ア 変更前 開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌日の午前零時

イ 変更後 二十四時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで

イ 変更後 二十四時間利用可能

(四) 変更の年月日
平成十四年十二月二十五日

(五) 変更する理由
消費者の利便性を考慮して

二 届出年月日
平成十四年十二月二十四日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年一月十四日から同年五月十四日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十五年一月十四日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名 能代市落合字古悪土百五十番地 株式会社日沼工務店 代表取締役 日沼友明	道路の位置の指定箇所 能代市字養蚕脇一番一	道路の延長 三十五・〇〇メートル	道路の幅員 六・〇〇メートル	指定年月日 平成十四年十二月二十七日
---------------------------------------------------------	--------------------------	---------------------	-------------------	-----------------------

秋田県告示第二十七号
 建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第

四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十五年一月十四日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名 本荘市出戸町字尾崎十七番地 本荘市長 柳田弘	道路の位置の指定箇所 本荘市石脇字田尻二十番十一、二十番一十七	道路の延長 八十・八七メートル	道路の幅員 六・〇〇メートル	指定年月日 平成十四年十二月二十七日
-----------------------------------------	------------------------------------	--------------------	-------------------	-----------------------

公 告

秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例（平成十三年秋田県条例第十九号）第十条第一項の規定により次のとおり環境美化促進地区を指定したので、公表する。
 平成十五年一月十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 名称 太平地区
所在地 秋田市太平目長崎ほか
指定年月日 平成十四年十二月二十五日
- 二 名称 森岳温泉地区
所在地 山本郡山本町森岳字木戸沢地内
指定年月日 平成十四年十二月二十五日
- 三 名称 雄和町鹿野戸地区
所在地 河辺郡雄和町椿川字長者屋敷地内

- 三 指定年月日 平成十四年十二月二十五日
名称 わかまつ地区
所在地 由利郡西目町沼田字新道下及び弁天前地内
指定年月日 平成十四年十二月二十五日
- 四 指定年月日 平成十四年十二月二十五日
名称 長坂地区
所在地 由利郡大内町長坂
- 五 指定年月日 平成十四年十二月二十五日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、能代市鶴形土地改良区から次のとおり役員の内退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年一月十四日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名
能代市字町後八番地の四
小林 清

能代市字姥懐九十七番地の六

小林 定 男

選挙管理委員会告示

秋選管告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、平成十四年十二月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年一月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 政党

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	政党の名称	設立の区域	届出年月日
自由民主党秋田県仙北郡第三支部	原 盛一	加藤 寅治	仙北郡仙北町板見内字弥兵衛谷地二百三十八番地	自由民主党		平成十四年十二月三日
自由民主党大雄支部	伊藤 俊悦	柴田 靖	平鹿郡大雄村字宮小路七十五番地一	〃		平成十四年十二月六日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
土田整後援会	柿崎 浩治	佐々木 信義	秋田市保戸野すわ町十四番一号	平成十四年十二月二日
新生あきた市政研究会	小原 謙	菊地 公明	秋田市金足下刈字前田二十二番地二	平成十四年十二月三日
小原ゆずる後援会	伊藤 誠一	斉藤 強	秋田市金足下刈字館越百五十五番地	〃
庄司紘八後援会	武田 行雄	佐藤 幸雄	能代市中和一丁目一番三号	平成十四年十二月六日
栗谷秀宣後援会	佐々木 義広	菅 篤司	平鹿郡大雄村字宮小路五十三番地	平成十四年十二月十日
村木久恵後援会	湯沢 貞治	森 紘	鹿角市十和田末広字向イ平六十四番地四	平成十四年十二月十二日
今野晃治後援会	佐藤 政志	速水 正	本荘市日役町八十七番三号	平成十四年十二月二十六日

秋選管告示第六号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、平成十四
 年十二月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異
 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項		届出年月日
	新	旧	
土谷勝悦後援会	主たる事務所の所在地 平鹿郡十文字町十文字新田字海道下二十四番地一	主たる事務所の所在地 平鹿郡十文字町睦合字川前百七十番地	平成十四年十二月二日
佐藤富夫後援会	主たる事務所の所在地 南秋田郡天王町天王字上北野八十九番地十六	主たる事務所の所在地 南秋田郡天王町天王字上北野八十一番地	平成十四年十二月三日
佐々木長秀連合後援会	代表者 高橋 喜美弥	代表者 福岡 長四郎	平成十四年十二月五日
JAM秋田政治連盟	代表者 本間 剛	代表者 武田 義彦	
山上文明後援会	代表者 佐々木 光雄	代表者 今野 晃治	
松田國太郎後援会	政治団体の名称 松田國太郎を励ます会	政治団体の名称 松田國太郎後援会	
松田國太郎後援会	主たる事務所の所在地 湯沢市高松字八乙女九十九番地六	主たる事務所の所在地 湯沢市高松字八乙女二十二番地七	平成十四年十二月十一日
鎌田 吉郎	代表者 鎌田 吉郎	代表者 松田 國太郎	
鹿角市花輪字上花輪百六十九番地一	主たる事務所の所在地 鹿角市花輪字上花輪百六十九番地一	主たる事務所の所在地 鹿角市花輪字上花輪百七十番地一	
土館 昇	会計責任者 土館 昇	会計責任者 大里 邦夫	

動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十五年一月十四日
 秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

小畑きよし後援会	主たる事務所の所在地	代表者	大館市二井田字高村二十二番地二	伊藤 司	大館市二井田字高村四十番地	平成十四年十二月十三日
佐藤賢一後援会	会計責任者	佐藤 満	菅原 正明	伊藤 一男		平成十四年十二月十六日
石田ひろし後援会	主たる事務所の所在地	大館市御成町二丁目五番十一号	大館市字大館百五番地			平成十四年十二月十九日
相場金二後援会	代表者	上村 清助	嵯峨 孝三			平成十四年十二月二十日

秋選管告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十四年十二月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
平成十五年一月十四日

その他の政治団体

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
小野昭八後援会	平成十四年十二月二十日	平成十四年十二月二十日

秋選管告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
--------------------------	-------	-----------	------	---	---	-------

平成十五年一月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

継続 政治資金規正法第九十七条第一項の規定による継続
継続 政治資金規正法第九十七条第一項の規定による継続
収支及び主のいない団体
その他の政治団体

政治団体の名称	届出年月日
小野昭八後援会	平成十四年十二月二十日

秋選管告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成十五年一月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

新	旧	届出年月日
---	---	-------

杉江宗祐	土谷勝悦
"	県議会議員
杉江宗祐後援会	土谷勝悦後援会
の主たる事務所の所在地	公職の種類
一 鹿角市花輪字上花輪百六十九番地	県議会議員
鹿角市花輪字上花輪百七十番地一	市長
平成十四年十二月十一日	の主たる事務所の所在地
	平鹿郡十文字町十文字新田字海道下二十四番地一
	平鹿郡十文字町睦合字川前百七十番地
	平成十四年十二月二日

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005
 E-mail: matsu-barara@matsubararansatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄